



# 外国籍生徒等への修学支援の拡充

- 国籍等により区別することなく、いわゆる高校無償化を実現する

【提案・要望先】 文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### 外国籍・外国人学校生徒への修学支援の拡充

- 高等学校等就学支援金新制度の対象外となった一部の外国籍および外国人学校の生徒が、新制度と同等の水準で支援が受けられるよう制度を見直すこと

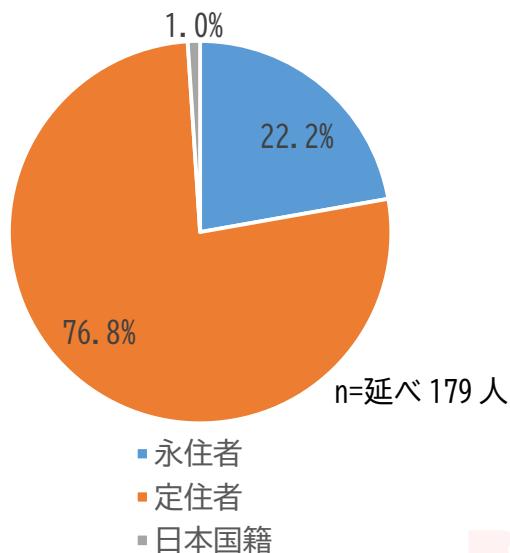
## 2. 提案・要望の理由

- 令和8年4月から、留学等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者は、高等学校等就学支援金制度の対象外になるとともに、各種学校のうち外国人学校を指定する制度が廃止されたことにより、外国人学校の生徒は国籍や在留資格に関わらず制度の対象外となった。
- 在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り旧制度による支援が継続され、令和8年4月以降の新入生については、従前の制度で支給対象となっていた者（留学生を除く）には、旧制度による支援と同等の水準で支援を行うとされたが、一部の外国籍生徒や外国人学校の生徒には、収入要件の撤廃や支援額の拡充が適用されず、同じ高校段階の生徒であっても修学支援に差が生じている。
- 新制度の目的に「我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する」とあるが、本県に所在する外国人学校の生徒は、在留資格が永住者または定住者であり、大半が卒業後も日本国内で就労や進学をするなど、日本社会の中で生活基盤を築いている実態がある。
- このため、国籍等で区別することなく、日本社会に根付いて生活し、地域社会や産業を支える外国人の子どもが安心して学べる環境を整えることが必要である。

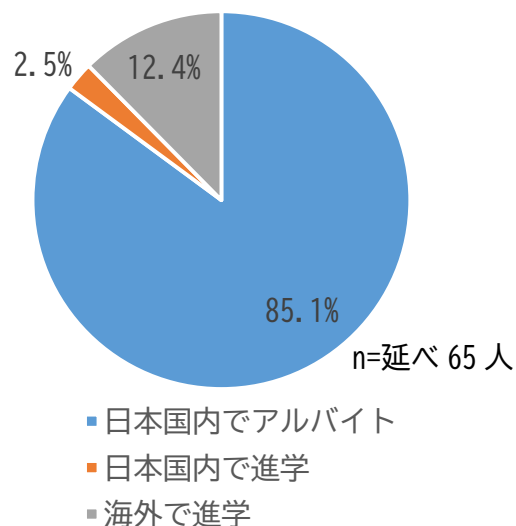
## (本県の取組状況と課題)

### (1) 外国人学校生徒の状況

○ 在校生の在留資格（過去3年平均）

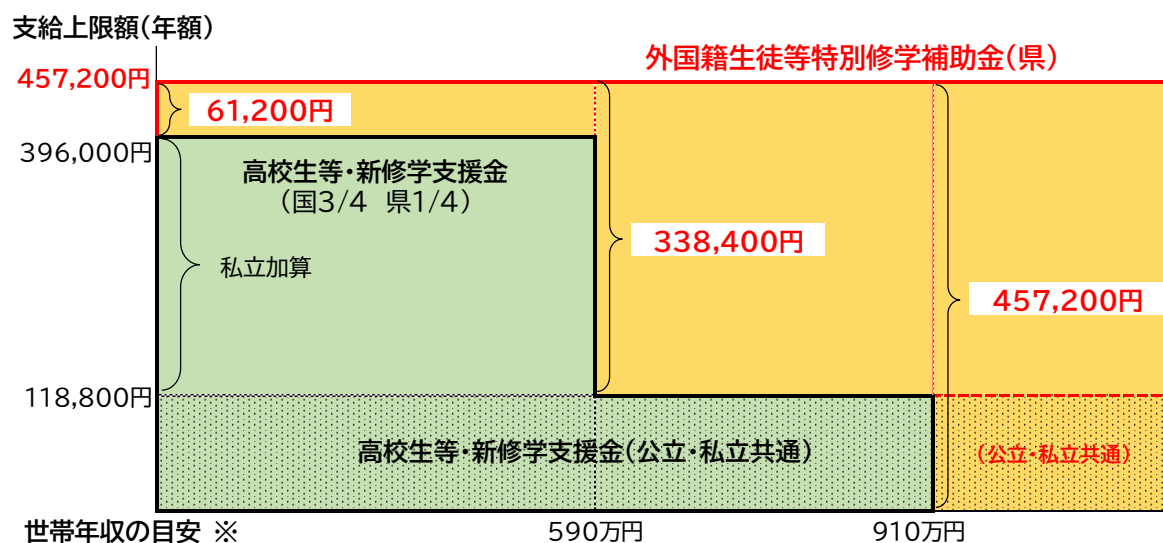


○ 卒業後の進路状況（過去3年平均）

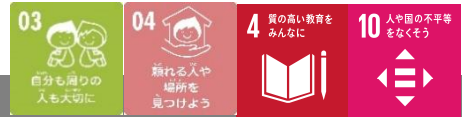


### (2) 本県の取組状況

- 国籍等によって区別することなく、本県で学ぶ子どもたちが同等の水準で支援が受けられるよう、本県独自で追加の支援を行う補助制度を創設
- 令和8年度当初予算として、15,041千円を計上  
(県内私立高等学校等の外国籍生徒15人、外国人学校生徒69人を見込む)



担当：子ども若者部子ども若者政策・私学振興課私学振興係  
TEL：077-528-3271



# 幼児教育・保育の充実

- 保育人材の確保および職場環境のさらなる改善により、保育の質の向上を図る

【提案・要望先】 こども家庭庁

## 1. 提案・要望内容

### (1) 保育士等の職員配置基準の改善

- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るための職員配置基準の改善（1歳児の職員配置基準の基準化）と安定的な財政措置

### (2) 保育士等の更なる、確実な処遇改善の推進

- 質の高い保育を支える人材確保、職場定着を図るための更なる処遇改善の実施
- 給与への反映を確実なものとするための指導監督方法の明確化

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 保育士等の職員配置基準の改善

- 待機児童の解消のほか、こども誰でも通園制度等、すべての子育て家庭を対象に保育が拡大し、保育の重要性が増すなか、より一層保育人材確保が急務。
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和7年度から1歳児の職員配置について6対1から5対1へと改善するため、公定価格上の加算措置が設けられたが、加算取得には要件が課せられており、職員配置基準自体も見直しされていない状況。
- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るため、職員配置基準の改善は、加算ではなく、基準として定めることが必要。
- 3歳以上児の加算措置も含め、最低基準として配置する職員の財政措置については、加算ではなく、基本分単価により所要の経費を安定的に措置することが必要。

### (2) 保育士等の更なる、確実な処遇改善の推進

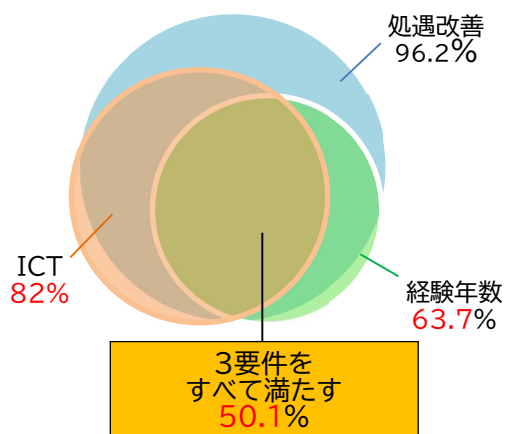
- 将来、保育士を目指す若者や学生を増やし、保育士等が仕事に誇りを持って定着できるよう、その専門性や特殊性を勘案した一層の処遇改善が必要。
- 保育士等の処遇改善が実施されたが、民間企業における賃上げの動きが旺盛なかで、全産業平均との乖離の状況を引き続き注視しながら、更なる処遇改善が必要。
- 併せて、増額された予算額が保育士等の給与に確実に反映されることを担保するため、給与への反映に係る具体的な基準や指導監督における考え方等の明示が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 保育士等の職員配置基準の改善

- 1・2 歳児の保育士配置が 5:1 となるよう加配に要する経費を民間保育所等に補助
- 1 歳児配置改善加算創設後は、加算取得の要件を満たさない施設や 2 歳児の加配に要する経費として補助。

#### 【1 歳児配置改善加算の取得要件の充足状況（要件設定による影響）】



○本県では、1歳児配置改善加算の加算取得の3要件をすべて満たせる施設は、約5割(50.1%)にとどまる。

○「職員の平均経験年数 10 年以上」の要件充足が困難。

・新設園では、若手職員が多い傾向にあり平均経験年数が 10 年に満たない。

・小規模園では少数の職員の入れ替わりで平均勤続年数が変動するため、加算の取得可否が安定しない。

○ 国では「保育政策の新たな方向性」を踏まえ、量の拡大から質の確保へと保育政策の転換を図られたが、本県では、保育士不足が深刻ななか、待機児童も多く発生しており、引き続き「量の拡大」にも取り組んでいく必要がある。

○ 意欲のある若手の保育士等を育成し、保育の質を高める取組も重要であり、経験年数 10 年という一律の基準で、保育の質を図ることは困難と考える。

### (2) 保育士等の更なる、確実な処遇改善の推進

- 本県では、待機児童が多く、潜在保育士の就業・再就職支援の強化や、保育の仕事の魅力発信、養成施設との連携強化、地域限定保育士試験の実施等あらゆる手立てを講じ、保育人材確保の取組を進めている。昨今、保育士養成施設の新規学生募集停止が相次ぎ、将来的な人材確保への深刻な影響を懸念するところ。
- 大幅な処遇改善が実施されたが、民間企業の賃上げの動きが旺盛ななか、全産業平均との乖離が依然としてあり、保育職を志す若者や学生を増やし、人材確保策を実効的なものとするため、更なる処遇改善が必要と考える。
- 併せて、増額された予算が確実に保育士等に行き届くよう、県としても市町や施設に対して強く求めているが、掘りどころが事務連絡だけでは効果が限定的である。人件費への反映が適切に実施されているかどうかを確認するための具体的な基準や指導監督における考え方等の明示が必要。

担当：子ども若者部子育て支援課保育係  
TEL 077-528-3557



## 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

- 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てやすい社会の実現を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

#### 国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

- 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設

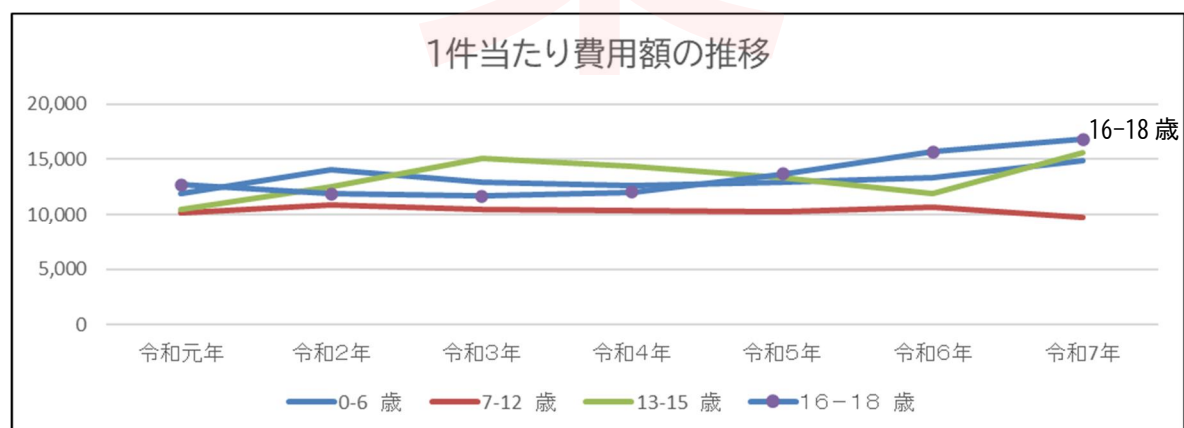
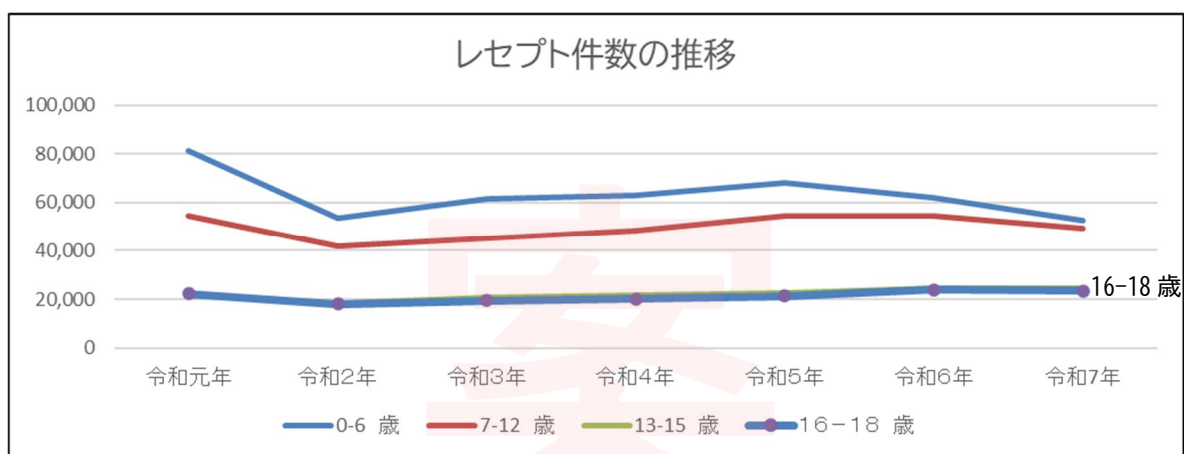
### 2. 提案・要望の理由

- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、次世代育成支援の一環として重要な制度であり、実施主体の県内市町は制度の創設を要望。
- 厚生労働省では、子育て世帯の更なる負担軽減のため、現在は未就学児を対象に実施されている国民健康保険の均等割保険料軽減措置について、高校生年代まで拡充する方向で検討が進められているが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については、特段の検討は行われていない状況。
- 国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世帯の経済的負担を軽減することによって、子どもが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は国の責任で行われるべきこと。
- 同じ医療を受けても所得や地域等によって自己負担に差があるため、全国の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観点から、全国一律の負担軽減措置が必要。

## (本県の取組状況と課題)

- 県では平成 28 年 4 月から、乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の撤廃による完全無料化を実施。
- 市町では独自事業として、小学校入学以降の児童・生徒に対する医療費助成制度を拡充してきたが、財政事情や政策的な要素等から、対象年齢、自己負担金等の制度内容が異なる状況が発生。
- 令和 6 年 4 月から、県が高校生世代を助成することで、市町との連携した取組により、県内のどこに住んでいても 0 歳から 18 歳まで医療サービスを受けられる仕組みを構築したが、県・市町のいずれも、多額の財政負担が課題となっている。

※滋賀県国民健康保険における医療費等の動向(各年 4 月から 11 月診療で比較)



- こども医療費助成の医療費に与える影響は、滋賀県国民健康保険におけるレセプト件数においては、高校生まで医療費助成を拡大したことにより大幅に増加したことは見受けられないが、県単独での分析には一定限界があるため、国において更なる調査をお願いしたい。
- なお、本県においては、市町とともに子どもの適正医療の周知啓発を行い、医療費の適正化を図っているところ。

担当：子ども若者部子育て支援課子育て支援係  
TEL 077-528-3552



## 社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の充実

- ▶ 社会的養護のもとで暮らす小学生の学習塾や文化、スポーツ等の学校外での学習・体験活動への参加を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】 こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

#### 社会的養護のもとで暮らす子どもへの学習等支援の拡充

- 小学生の学習塾および文化・スポーツ等の学校外での学習・体験活動への措置費の更なる充実

### 2. 提案・要望の理由

- 社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力が乏しかったり、基本的な学習能力・習慣を身につけていないことが多く、こうしたことが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- また、施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や進学・就職相談など業務が多岐にわたり、学校外における学習・文化・スポーツなど専門的な対応が困難となっている。
- 一方、民間の調査では、一般世帯の小学生の約7割は学習塾や水泳、音楽など文化・スポーツ等の活動に通っている。「こどもまんなか実行計画2025」には、地域や成育環境によって体験格差が生じないように配慮することが明記されているほか、「児童養護施設運営指針」には、文化・スポーツ活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っていない状況。
- このような中、令和6年度に国において小学生から高校生までの教育費等の単価を増額し、学用品以外にスマホ代や習い事にも充てられるよう制度改正が図られたが、小学生においては、学習塾等利用に特化した措置費がないことから、中高生と同様の対応が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 本県の小学生への学習等支援の取組

- 令和5年度より、小学4年生から6年生を対象とした学習塾や文化・スポーツ等に関する学習等支援事業を実施し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

#### 【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶ力サポート事業

支援額：1人あたり 5千円/月〔令和8年度予算額 1,740千円〕

対象：社会的養護のもとで暮らす小学4～6年生

利用実績：31名（通信教育：2名、文化・スポーツ等：29名（R8.2末時点））

#### 事業アンケート結果（R8.1実施。児童養護施設等が回答(回答数：7施設 児童25名)

・子どもたちは自分に自信が持てるようになりましたか。（5段階評価）

5 持てるようになった・・・18人

4 どちらかという持てるようになった・・・7人

#### 【自由記述】

・習い事での経験を通して、自分の強みを自覚し、「これが得意だ」と言えるようになったことで、大きな自信に繋がったように感じます。

・学校とは異なるコミュニティで友人関係を築けたことは、本人の視野や価値観を広げる貴重な機会となりました。

・以前は自分から声をかけることに消極的な面がありましたが、今では自ら周囲に働きかけ、輪の中に加わることができるようになりました。また、苦手な相手とも適切な距離感で付き合えるようになるなど、対人面での大きな成長を実感しております。

### (2) 課題

- 文部科学省調査※によると、公立小学校に通う子どもの学校外での学習・体験活動等に係る費用は約256,000円/年となっており、国における5,000円/月の単価増では学習等のニーズを満たせない。（※令和5年度子供の学習費調査）
- 令和6年度に増額された学用品費は、文房具など学用品のほかスマホ代（端末購入・通信費）に充当されることから、更なる単価増のみならず、学習塾等利用に特化した措置費が必要。

中高生と同様の対応が必要

	学用品費	学習塾費	部活動費（高校生は学用品費等を含んだ単価）
小学生	2,210円（R5） →7,210円（R6）	なし	なし
中学生	4,380円（R5） →9,380円（R6）	実費相当額	実費相当額
高校生		上限20,000 ～25,000円	上限23,330円（公立）/34,540円（私立）（R5） →28,330円（公立）/39,540円（私立）（R6）

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係  
TEL 077-528-3551

## 医療的ケア児等に対する支援の推進

- 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケア児とその家族を支える体制づくりを進める

【提案・要望先】厚生労働省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療機関での取組が進むよう医療型短期入所の報酬額の増額を図ること

#### (2) 家族以外による医療的ケアの拡大検討

- 医療的ケア児者の家族の負担軽減のため、介護現場の実態に応じて、介護ヘルパーによる医療的ケアの範囲の拡大に向けた研修等の枠組みを検討されたい

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療型短期入所の報酬と医療機関が入院として受け入れた場合の報酬に格差が生じているため、医療型短期入所の開設が進まない。

(参考：入院診療報酬 4. 2万円/日 医療型短期入所報酬 3. 2万円/日)

#### (2) 家族以外による医療的ケアの拡大検討

- 介護職員等に認められていない医療行為ではあるが、医療現場から見れば、カンニューレフリーの吸引やエア抜き、胃残確認、カフアシストといった行為の技術的難易度はそれほど高くない。
- その上で、本県の在宅医療的ケア児者支援方策検討会や医療的ケア児等支援に関する協議会において、新型デバイスの普及に応じ、その医療行為についてのリスクを明確化し対応方法を規定することや個別ケースごとに関係者が連携し、合意形成を図りながら対応するという現実的な解決策の検討について提案あり。

## (本県の取組状況と課題)

### (1)医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 県内における医療型短期入所施設は、令和3年度以前は、びわこ学園(草津 15 床・野洲 13 床)、紫香楽病院(3床)のみであり、地域偏在(県南部に偏り)があるため、送迎にかかる県北部の保護者の負担が大きい。
  - 医療的ケア児者対応事業所開設促進事業(令和4年度～)  
県内の医療的ケア児者に対応できる医療型短期入所事業所や重症心身障害児通所支援事業所の増設のため、新規法人に対する事業提案や医療的ケアの講習会等を実施し、開設までのアフターフォローを実施。
  - 医療型短期入所受入促進モデル事業(令和6年度～)  
県北部をモデル圏域として、病院等が医療型短期入所として、医療的ケア児等を受け入れた場合に体制整備に必要な経費の一部を補助する。(1人1日/10,000 円)  
また、医療的ケア児等の受入先の裾野を広げていくため、医療型特定短期入所<sup>※</sup>における入浴支援や医療的ケアの対応が可能な福祉型短期入所に対しても体制整備に必要な経費の一部を補助する。(入浴支援:1人1日/5,000 円、福祉型:1人1日/10,000 円)  
※ 宿泊を伴わない短期入所サービス
- 令和4年度以降に増加した医療型短期入所:6か所  
(うち、令和6年度以降に新規指定4か所、うち県北部2か所)

### (2)家族以外による医療的ケアの拡大検討

- 求められる医療行為が多様化する中でも介護職員等が実施できる医療行為は変わらないことから、家族が担う範囲が拡大している。
  - 滋賀県医療的ケア児等支援に関する協議会での課題提起  
家族に大きな負担がかかっている事例として以下の3ケースが報告された。
- ・ ケース1：カニューレフリー（気管切開の穴は開いているがカニューレを装着していない状態）の利用者の吸引。
  - ・ ケース2：胃ろうからの注入前のエア抜き（これを行わないと嘔吐に繋がる）。
  - ・ ケース3：胃ろうからの胃内容物の残量確認。
- これらのケアは喀痰吸引等第3号研修の対象外であるため、介護職員等が対応できず、「本人が望む一人暮らし」や「家族の数時間の外出」さえも困難になっている。

(1) 担当：健康医療福祉部障害福祉課企画・共生推進係  
TEL：077-528-3542

担当：病院事業庁経営管理課経営改革推進室  
TEL：077-582-5106

(2) 担当：健康医療福祉部障害福祉課精神保健・障害認定係  
TEL：077-528-3543

## 日本語教育の充実

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう



- 滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。
- すべての子どもたちに学びの機会と居場所を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】 文部科学省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 地域日本語教育に対する支援の充実

- 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、継続して事業に取り組めるよう、予算を安定的に確保・充実するなどの支援を図ること
- 登録日本語教員および日本語学習支援者の確保・育成に対する支援を図ること

#### (2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

- 外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の充実

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 地域日本語教育に対する支援の充実

- 本県では「教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）」を活用し地域日本語教育を推進してきており、令和8年度は「(仮称)滋賀県地域日本語教育センター」を設置の上、取組をさらに強化する予定。地域日本語教育の推進体制を維持・充実していくためには安定的な支援が重要。
- 令和7年度に実施した「滋賀県地域日本語教育実態調査」によると、地域の日本語教室において、日本語教師・日本語学習支援者の人材不足が課題である。

#### (2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

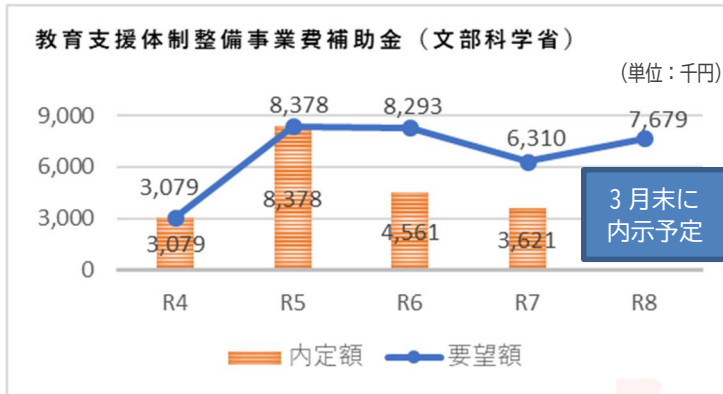
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等が増加しているとともに、集住化・散在化の両方の傾向が見られるが、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」補助金は、令和6年から2年連続で計画書の額を下回る内示であった。県や市町が地域の実態に応じた支援を計画どおり実施できるよう、令和9年度以降の国庫補助要望額の全額交付をお願いしたい。

## (本県の取組状況と課題)

○ 令和7年12月末時点で、本県の外国人人口は44,735人となり、4年連続で過去最多を更新。国・地域別では、99の国・地域となっており、多国籍化が進展。

日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する小・中学校は全体の6割以上という状況  
(小学校：133校/220校、中学校：57校/95校 ※市町立学校の令和8年1月現在の状況)

### (1) 本県の「教育支援体制整備事業費補助金」の状況



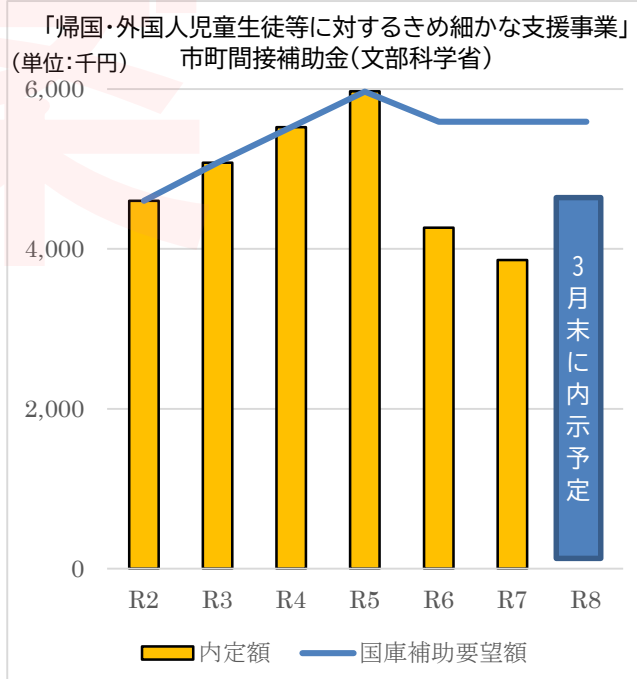
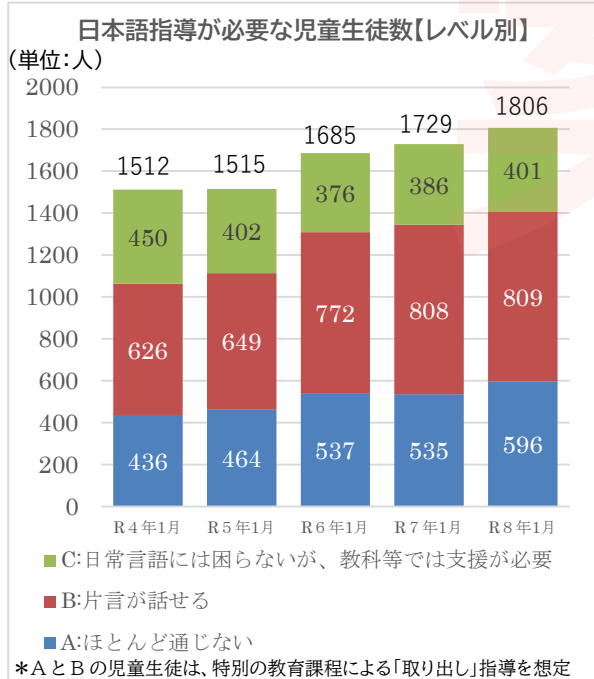
○ 県内日本語教育の状況(令和7年7月現在)

- ・ 地域日本語教室：31か所(13市2町)
- ・ 「日本語教室ゼロ地域」：4町

○ 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を活用した本県の取組 (R8年度)

- ① 「(仮称) 滋賀県地域日本語教育センター」設置
  - ② オンライン日本語教室の設置、
  - ③ 地域日本語教育コーディネーター派遣事業、
  - ④ 人材バンク検討、
- 総合調整会議の設置・運営、日本語学習支援者養成研修開催、日本語教育普及啓発、「やさしい日本語」推進等

### (2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実



- 取組状況【集住地域】国の支援事業を活用した市町への補助  
【散在地域】急な転入に対応する母語支援員の派遣  
【全 県】・市町で雇用困難な言語の母語支援員の派遣  
・オンラインによる日本語指導・通訳

担当：総合企画部国際課 多文化共生係  
TEL 077-528-3063  
教育委員会事務局幼小中教育課  
教育課程指導係  
TEL 077-528-4665

- 質の高い教育と様々な課題を抱える子どもたちへの対応を充実させるため、教員が心と時間にゆとりをもって子どもに関わることができる教育環境を整える。
- 教員不足が大きな課題となる中で、より優秀な人材を教員として確保するため、教職員が笑顔で働ける職場環境を実現する。

【提案・要望先】文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 優秀な人材の確保

- ① 教職員が安心して休暇等の制度を利用できる職場体制を実現するための定数改善
- ② 副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充

### (2) 新しい時代の学びの環境整備

- ③ 小学校における教科担任制を一層推進するための専科教員の配置拡充
- ④ 少人数学級編制拡充のための定数改善（高等学校における35人学級編制の実現）

## 2. 提案・要望の理由

- ① 給特法改正に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」により、教員の時間外勤務を月30時間程度に削減する目標を設定し、取組を進めている。平成30年度から「学校における働き方改革取組計画」に基づき縮減に努め、一定の改善は見られるものの、依然高い水準で推移している。また、育児休業取得者増加に伴い代替教員の確保が困難になっているため、定数改善と休務者対応の加配措置の充実が必要である。
- ② 校務運営の要であり、職階別で最も時間外在校等時間が長い副校長・教頭の負担軽減は喫緊の課題である。学校の業務が複雑・多様化する中で、学校マネジメント機能の維持・強化のためには、専門的に支援するマネジメント支援員のさらなる配置拡充が必要である。
- ③ 令和7年度から小学校専科指導の対象学年が小学校4年生まで拡大されたが、教員の負担軽減と専門性の向上を図るため、小学校3年生までの拡大と、特に効果が高い理科と算数について、中規模以上の小学校で専科指導を実施できる加配措置を行うなど一層の配置拡充が必要である。また、学年1～2学級前後の小規模な小学校では担任外教員が不足しており、基礎定数も含めた定数改善が必要である。
- ④ さらに、個別最適な学びや協働的な学びの実現のためには学級規模の適正化が重要であり、小学校では全学年35人学級が実現し、中学校では令和8年度から35人学級に向けた定数改善が進められているが、高等学校では40人学級が基本である。高等学校においても、35人学級を基本とする学級編成の標準の引下げや、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に示された内容を実現していくための定数改善が必要である。

## (本県の取組状況と課題)

### ① 教員の働き方改革の推進

教育課題の複雑化・多様化に伴い、教員の時間外在校等時間は依然として高い水準にある。また、本県では、令和6年度の男性育児休業取得率が過去最高の61.8%に達するなど、男性を含む育児休業取得者が増加しており、年度途中に休務者が生じた場合の代替教員の確保が困難となる事例が見られる。そこで、令和8年度からは、休務者の代替対応や育休等取得にかかる心理的負担の軽減を図るため、年度当初から「ワーク・ライフ・バランス枠教員」を配置する本県独自の取組を進めている。

表1

教職員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制実現には定数改善が必要  右の定数改善例のとおり実現すると、例えば12学級規模だと担任外は6名(教頭含む)の配置となり、教員一人当たりの持ち時数(週)3時間程度が軽減できる	標準学級数	1 5	3 5	5 5	6 6	7 5	11 5	14 5	21 5	30 5	36 5
	【本県配置基準】 学級担任以外の教員数(教頭含む)	0	1	1	2	2	2	3 4	4	4	4
	【定数改善例】 学級担任以外の教員数(教頭含む)	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10

### ② 学校マネジメント体制の強化

学校運営において副校長・教頭が担う業務は増大しており、職階別で最も時間外在校等時間が長い状況となっている。学校マネジメント体制の維持・強化のためには、専門的に支援する人材の配置が重要である。

表2 副校長・教頭マネジメント支援員の配置効果

時間外在校等時間の比較(令和6年と7年、月平均)	
① 教頭の時間外在校等時間が減少した学校数	16校/30校(約53%)
② ①の教頭の時間外在校等時間の平均時間数減	17.7時間減
③ ①のうち教員全体の時間外在校等時間も減少した学校数	15校/16校(約94%)
※時間外在校等時間は、4月～10月で集計	
【効果】	
1. 教頭の長時間勤務の是正、ゆとりの創出	
2. ゆとりの創出による教職員への波及効果 ・マネジメント業務、授業参観、若手指導の充実 ・教員が相談しやすい職場環境	
3. 事務の効率化、書類の不備の減少等	
4. 管理職経験のある支援員による管理職へのサポート	
5. 支援員による児童生徒への支援、トラブル対応	

### ③ きめ細かな指導体制の充実

本県では不登校やいじめ、学力・体力向上、特別支援教育等の課題に対応するため、小中学校全学年で少人数学級編制や習熟度別指導、小学校における教科担任制を実施し、一定の成果を上げている。

表3 滋賀県における小学校教科担任制の効果

令和6年度「学びのアンケート」から  
(県内の全公立小学校の第6学年から各校1学級ずつ抽出)  
◆各項目で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的な回答をした割合(%)

質問項目	割合
専科指導での教科の授業は好きですか	81.0
専科指導での教科の授業の内容はよくわかりますか	88.7
学習や学校生活のことで、担任の先生以外にも相談しやすくなりましたか	75.8
教科によって担当する先生が変わることに慣れましたか	95.6

担当：教育委員会事務局教職員課教員採用育成・働き方改革係  
TEL 077-528-4536



## 学びの機会と居場所を保障するための体制の充実

- ▶ すべての子どもたちに学びの機会と居場所を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】文部科学省、こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

- (1) 教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実
- (2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実
- (3) 多様な学びや居場所に対する財政措置
- (4) BPS モデルによるアセスメント能力向上の仕組みの創設

### 2. 提案・要望の理由

滋賀県では令和7年3月に改定した「しがの学びと居場所の保障プラン」により、不登校対策の充実に全庁あげて取り組んでおり、国の支援が必要である。

#### (1) 校内教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実

- 市町単独による設置・運営には予算確保が難しく、国による財政措置を求める要望が、市町から多数出ていることから、十分な予算の確保をお願いしたい。
- 本県は、都道府県別の校内教育支援センター設置率で全国一位（令和6年7月）となるなど、全国に先駆けて取り組んできたが、国庫補助金は原則として既設は対象外とされており、多くの設置校が補助対象外となっている。校内教育支援センターの継続的な運営のため、既設のものについても補助対象とするよう要件を緩和されたい。

#### (2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

- 不登校等の困難を抱えた子どもたちへ支援を行う専門職として、SCやSSWの配置を進めているが、相談等のニーズに対して配置が十分でない状況。さらに家庭等へのアウトリーチ支援等の新たなニーズにも対応できるよう、COCOLOプランの実現に向け、人材確保と配置充実のために必要な予算確保を強くお願いしたい。

#### (3) 多様な学びや居場所に対する財政措置

- フリースクールなどの民間施設等に関する支援の考え方を整理した上で、財政支援の強化や、民間施設等の利用負担軽減に係る全国一律の補助制度の創設が必要。

#### (4) BPS モデルによるアセスメント能力向上の仕組みの創設

- 生徒指導提要に位置づけられた「BPS モデル」に基づくアセスメント能力を全教職員が身につけられる仕組みとして、国における現任者向け研修コンテンツの開発、自治体独自の現任研修への財政支援、教員養成課程における「BPS モデル」に基づくアセスメント能力養成の位置付けが必要である。

## (本県の取組状況と課題)

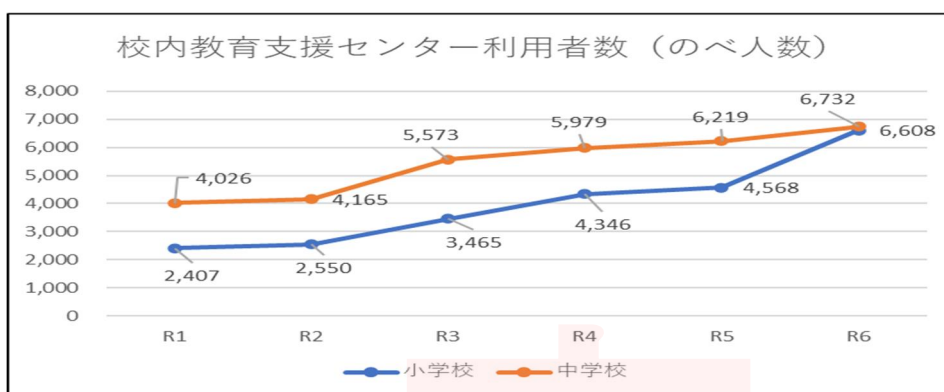
### (1) 校内教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実

- 校内教育支援センターの設置状況（令和7年5月）

	総数	うち設置数	設置率	利用人数
小学校	220	173	78.6%	492人
中学校	95	90	94.7%	489人

- 校内教育支援センター支援員の状況（令和7年5月）

総数	うち国の財政措置あり	割合
187人	27人	14.4%



### (2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

- 「支援につながっていない子どもをゼロにする」（「しがの学びと居場所の保障プラン」令和7年3月改定）

※支援とは、子どもが学校内外の機関等で専門的な相談、指導を受けている状態をいう。

<令和6年度：アウトリーチによる不登校児童生徒を支援につなげる取組結果>

	支援につなげる取組をした	うち支援できた
人数	1,190人	879人

※令和5年度 支援を受けていない不登校児童生徒数 1,421人

### (3) 多様な学びや居場所に対する財政措置

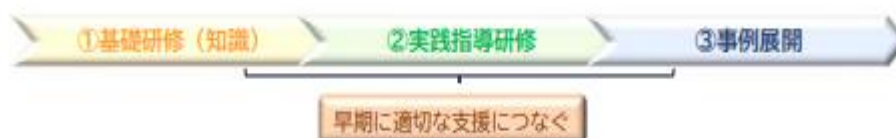
- フリースクール等民間施設に対する県内市町単独補助制度の実施状況（R8.2時点）

利用者支援 19市町 / 施設支援 1市町

令和8年度より県として新たに、不登校の子ども等への相談支援を行う民間団体への補助制度を創設。利用者支援を行う市町に対する県の補助制度は令和7年度より実施。

### (4) BPSモデルによるアセスメント能力向上の仕組みの創設

- 令和8年度より新たに「不登校支援のアセスメント力向上研修」を実施  
アセスメント手法等を習得する基礎研修（4回）、有識者による実践指導研修（60回）を実施し、事例の横展開を通じて県全体のアセスメント力向上を目指す。



担当：教育委員会事務局幼小中教育課  
 児童生徒室 TEL:077-528-4668  
 子ども若者部  
 子どもの育ち学び支援課 TEL:077-528-3457

# 地域展開を見据えた部活動改革の推進

- ・これまで中学校部活動が果たしてきた役割を継承・発展してくため、地域との連携を進めながら、地域での活動に関わる人材確保・育成に取り組み、「地域展開」の実現に向けた持続可能な環境の整備を図る。

## 1. 提案・要望内容

【提案・要望先】文部科学省、スポーツ庁、文化庁

急激な少子化が進む中においても、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することが必要である。

中学校部活動の地域連携・地域展開は、国民のスポーツ・文化芸術活動環境を左右する転換点であり、社会全体の理解・協力のもと推進されるよう次の取組を実施されたい。

### (1) 社会全体での取組促進に向けた環境整備

- 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に対して、個人・団体・地域が主体的に関わる取組を促すためのインセンティブ制度を整備すること  
(例)兼職兼業の推進に向けた補助金、地域貢献に応じた企業の税制優遇、自社施設をクラブ活動に提供した場合の固定資産税の減免等)
- 地域クラブの活動場所までの移動に困難を抱える中学生に対する交通支援を行うこと  
(例)交通支援を行う市町または地域クラブへの補助、ライドシェアの拡大

### (2) 地域での活動を支える人材確保・育成支援

- 部活動指導員をはじめ、地域指導者の配置に対する支援を行うこと。
- 指導者人材の育成に向けて市町等で行う研修について、全国共通の内容については、オンデマンド方式で受講できる研修教材を国において作成すること

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 社会全体での取組促進に向けた環境整備

地域連携・地域展開の実現には、社会全体で子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の環境を作る意識と行動が必要である。社会全体の機運醸成に向け、官民が連携して、団体・個人等の種別を問わず多くの参画を後押しする具体的なインセンティブ(公的給付や税制優遇措置)を設ける必要がある。

また、過疎地域など地方部においては、地域クラブの活動場所までの移動手段が少なく、家庭の状況により活動に参加できない生徒が多いことから、その支援策が必要である。

### (2) 地域での活動を支える人材確保・育成支援

地域連携・地域展開を進めていくためには、指導者人材の確保や団体の運営を支える人材など多様な人材の確保が必要であるが、いずれも不足しているのが現状。

部活動に地域の人材を活用し、部活動を通じて「実地研修」を行うことは、地域での活動を支える人材の発掘・確保・育成のための有効な手段である。

また、市町村等による研修の実施が求められているが、研修の質の確保や指導者研修体制の整備に向け、全国で共通する内容については支援いただきたい。

# (本県の取組状況と課題)

調整中

## 社会全体での取組推進に向けた環境整備

- 部活動加入率の低下に伴い、体力運動能力が低下傾向にある
- 地域連携促進のため、部活動指導員の拡大に向け、国の補助事業を活用し、各市町が希望する配置が実現するよう必要な予算を確保しているが、十分な配置には程遠く、外部指導者を含め地域指導者の育成・確保が急務となっている。
- さらなる人材確保に向けては、関係団体等との連携強化のほか、官民ともに社会貢献活動としての積極的な参画が必要である。

## 研修指導体制の整備

- 受け皿団体としては、財源不足による運営リスクが大きく、地域展開に踏み出せないとの意見が多い。
- 地域展開に向けては、指導者雇用のための財源確保と中学校との連携による指導体制確保等が課題となっており、コーディネーターの果たす役割は非常に大きい。
- 地域クラブ等の団体の運営者が育つ環境が整っていない状況にある。

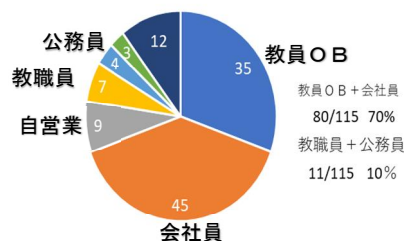
### 生徒・保護者から寄せられている不安の声

#### <地域指導者への不安>

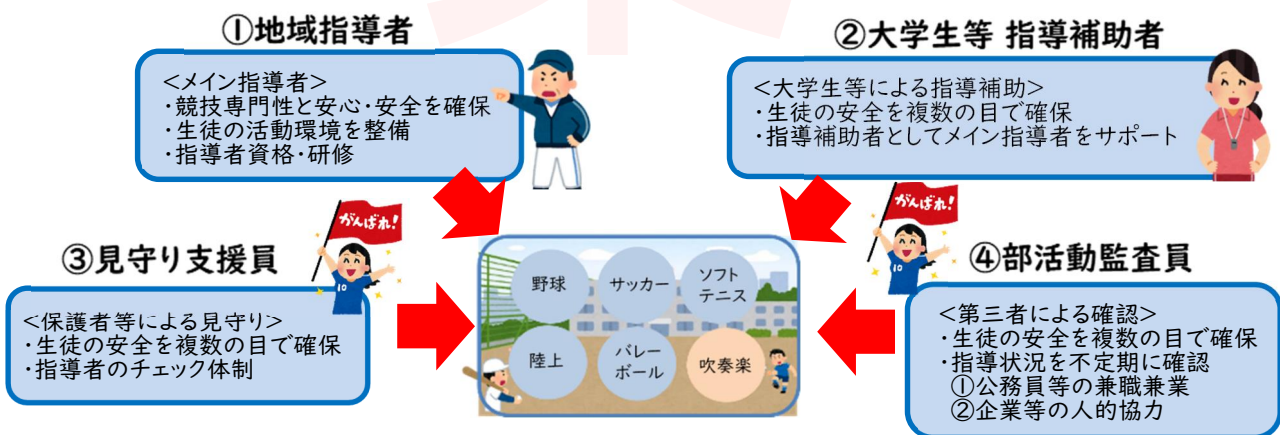
- ・地域指導者を全ての競技で確保できるのか
- ・指導者ひとりで、生徒の安全を確保できるのか(熱中症、ケガ)
- ・セクハラやパワハラなどハラスメントが心配
- ・勝利至上主義にならないか
- ・十分な教育的配慮ができるのか

複数の目による指導  
常時、不定期の確認

部活動指導員の職業(運動部)



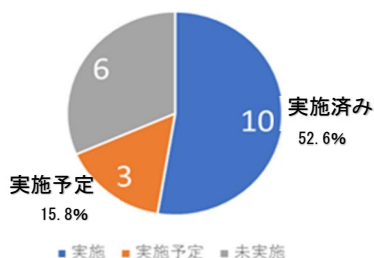
### 生徒・保護者の不安に対応した安心・安全な指導者体制のイメージ(例)



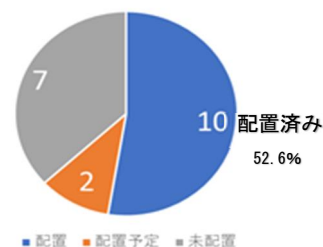
地域移行実証事業における課題(19市町回答)

1位	受け皿団体の不足	68%
2位	予算の不足	58%
3位	指導者の不足	42%
4位	中体連主催大会への参加規程	32%
5位	保護者の理解	16%

スポーツ庁実証事業実施状況(滋賀県内19市町)



地域コーディネーター配置状況(滋賀県内19市町)



担当：文化スポーツ部スポーツ課 TEL 077-528-3366  
 教育委員会事務局幼小中教育課 TEL 077-528-4662  
 教育委員会事務局保健体育課 TEL 077-528-4627



# 特別支援教育の充実

- ▶ 特別支援学校における児童生徒数の増加に対応するとともに、医療的ケア児など、児童生徒に応じた支援を提供し、充実した学びを得られる教育環境を整える。

【提案・要望先】 文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 医療的ケア児童生徒の通学支援の充実

- 医療的ケア児の通学に要する保護者の負担軽減のための支援の充実に向け、教育支援体制整備事業費補助金（医療的ケア看護職員配置事業）のうち登下校時の付き添いに係る事業の補助率の引き上げ

### (2) 特別支援学校における教育環境の整備

- 特別支援学校における教育環境の改善に資する施設整備を推進するため、補助金算定の基礎となる建築単価の更なる見直しによる補助制度の拡充

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 医療的ケア児童生徒の通学支援の充実

- 本県では、スクールバスに乗車できない医療的ケア児の登下校時に、介護タクシー等に看護師が同乗して送迎を行う支援事業を全国に先駆けて令和2年度から実施しているが、保護者からは上限回数の引き上げを要望する声強い。
- 本県は県立特別支援学校における医療的ケア児の割合および医療的ケア児の通学率が高く、財政的な負担が大きい。
- 社会全体で支援するという医療的ケア児支援法の理念を踏まえ、医療福祉的な視点のもとに、補助率の2分の1への引き上げが必要。

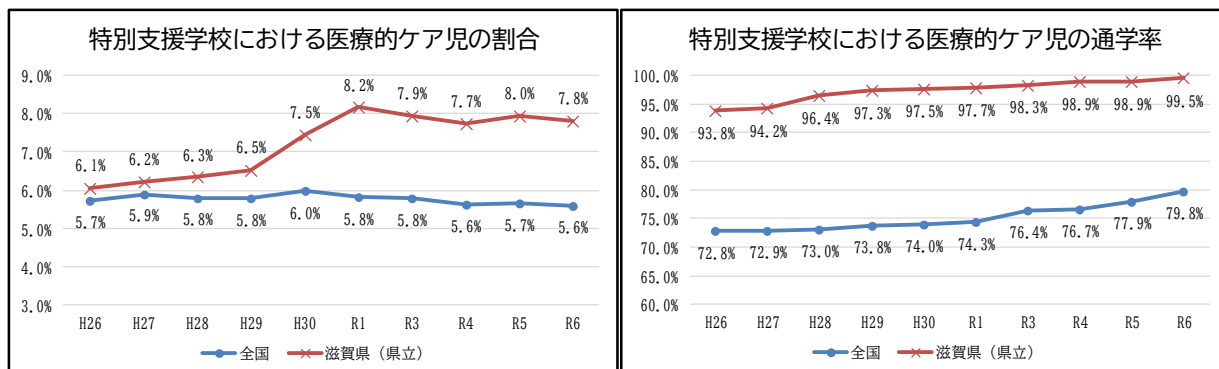
### (2) 特別支援学校における教育環境の整備

- 本県では、特別支援学校の大規模化・狭隘化が進んでおり、早急にこれらの課題の解消を図ることで、学びの基盤を確かなものにする必要がある。
- 今後、特別支援学校の「設置基準」を踏まえた施設整備を着実に進められるよう、補助金算定の基礎となる建築単価について、物価高騰等による市場の実勢価格を適正に反映するなど、更なる見直しが必要。

## (本県の取組状況と課題)

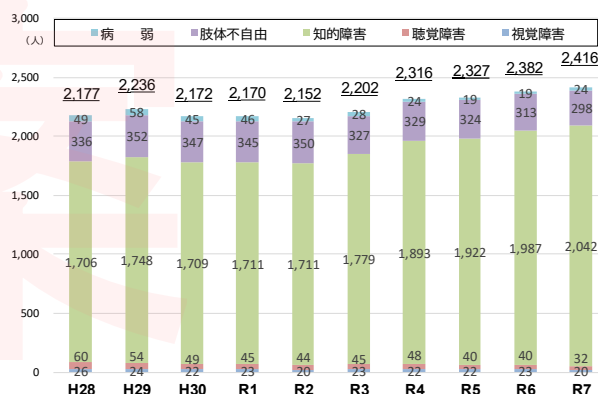
### (1) 本県の特別支援学校における医療的ケア児の状況

- 本県の特別支援学校の在籍者数のうち医療的ケア児の割合は、全国平均の 5.6% に対して **7.8%** で **全国 2 位**、このうち、通学籍の児童生徒の割合は、全国平均の 79.8% に対して **99.5%** で **全国 1 位** であり、**医療的ケア児の通学支援に係る負担が大きい**。



### (2) 本県の特別支援学校の状況と施設整備に係る補助制度

- 令和 7 年度の県立特別支援学校の在籍者数は、**過去最高の 2,416 名**。  
※障害種別では、知的障害が直近 10 年間で 336 名増(約 1.2 倍)
- 令和 7 年度時点において、**在籍者数が 400 名を超える県立特別支援学校が 2 校ある状況** (草津・野洲)。



(図) 県立特別支援学校の在籍者数の推移(幼小中高等部)

- 学校の大規模化・狭隘化に伴う課題を解消するため、**①特別支援学校 1 校の分離新設と②既存校の校舎増築を実施する方針**を策定 (R6.3)。※②は R9.3 竣工予定
- **①分離新設に向けて、令和 8 年度から建築設計に着手し、今後、着実に施設整備を進める必要があるが、施設整備の補助金算定において、実際の費用との乖離があり、交付額が少ない状況**。

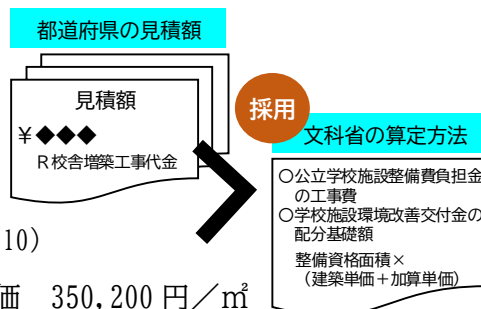
- ・ 文部科学省の令和 7 年度建築単価

350,200 円/㎡ (特別支援学校・R 造)

- ・ 本県の直近事例 (R7-R8 北大津養護学校増築・R 造)

事業費 10 億円のうち国庫 2.4 億円 ※契約時点(R7.10)

実際の契約単価 (R7-R8) 715,878 円/㎡ > 建築単価 350,200 円/㎡



担当：教育委員会事務局

教育総務課 TEL 077-528-4516、特別支援教育課 TEL 077-528-4641



## 官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進に資する 高等専門学校<sup>1</sup>の設置への支援

- ▶ 地域や産業への技術実装の推進による日本の産業競争力再強化に向け、高度専門人材を滋賀発で輩出していくため、県立での高等専門学校の設置を目指す

【提案・要望先】総務省、文部科学省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 公立高等専門学校の運営に対する交付税措置の拡充

#### (2) 高等学校教育改革等推進事業債の拡充

#### (3) 設置認可申請に係る審査期間の短縮

### 2. 提案・要望の理由

本県では、次代の社会を支える高度専門人材の育成を目的の一つとして、県内初の高専を公立高専として、令和10年4月に「滋賀県立高等専門学校」を設置するべく準備を進めているところであり、科学技術人材の育成を強化する国の方針と軌を一にしていきたいと考えている。

については、開校前の機械・備品等の整備に係る財政措置を充実させるとともに、開校後の安定的な運営により、継続的に我が国を支える高度専門人材を育成し続けていくためにも、地方交付税の算定について拡充が必要と考えている。

また、少子化等の影響により、他高専でも定員の未充足が見られる中、定員充足に向けた、学生募集の周知・広報に十分な期間を確保する必要がある。

#### (1) 公立高等専門学校の運営に対する交付税措置の拡充

- 普通交付税の算定における「教育費」-「その他の教育費」-「測定単位：公立大学等学生数」の公立の高等専門学校に係る基準財政需要額の算定額が、国公立の高等専門学校の運営に要する経費の現状に比べて過小であることから、運営費の状況に見合った基準財政需要額となるよう、種別補正の補正率の見直しをお願いしたい。

#### (2) 高等学校教育改革等推進事業債の拡充

- 高専の教育に必要な機械・備品等の整備に関し、令和8年度から創設される高等学校教育改革等推進事業債においては、その対象経費を幅広く設定いただきたい。

#### (3) 設置認可申請に係る審査機関の短縮化

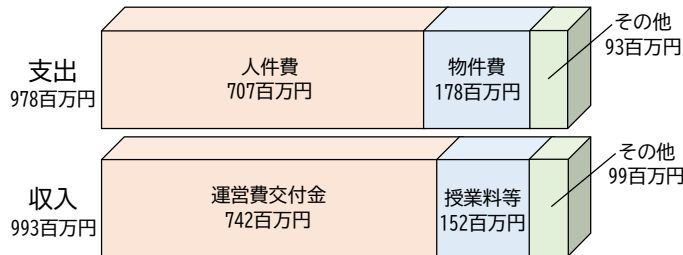
- 設置認可後でなければ、学生募集およびそれに類する行為が禁止されているところ、学生募集の周知・広報に十分な期間を確保し、定員を充足させるため、審査機関を短縮し、早期の認可をお願いしたい。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 公立高等専門学校の設置運営に対する交付税措置の拡充

#### 【国立高専の状況】

#### ●国立高専における学生 600 名当たり(滋賀県立高専と同規模)の場合の運営費の状況

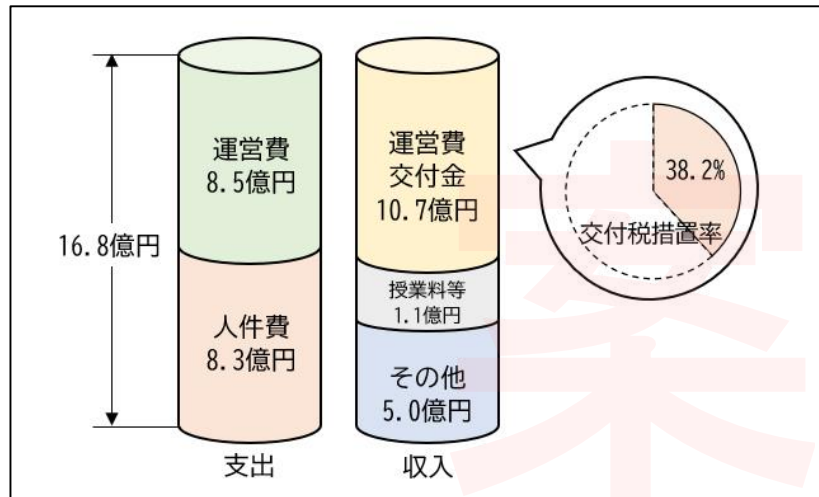


※学生 600 人当たりの状況：国立高等専門学校機構の令和 6 年度決算状況を学校基本調査における令和 6 年度の学生数(専攻科含む。)で除した 1 人当たりの額に 600 を乗じたもの。

#### 【公立高専の運営費と交付税措置の状況】

#### ●他の公立高専(交付団体に限る。)の状況

#### 【公費負担の状況】



→国立と公立で経費区分に大きな差異はない

→交付税措置について本県が行った聞き取り調査の結果、交付団体である公立高専設置地方公共団体では、交付税措置が十分ではないとの認識があることが判明

#### ●本県の運営費および交付税措置の見込み

#### 【公費負担の見込み】

国立高専や公立高専の状況から、600 名規模の高専については、7～10 億円程度の公費負担が発生することが想定される。

#### 【交付税措置の見込み】

令和 7 年度の交付税算定資料による試算では、滋賀県立高専の運営に係る基準財政需要額は 4.2 億円程度となる見込み

### (2) 高等学校教育改革等推進事業債の拡充

滋賀県立高専では、校舎等施設の建設に要する経費には、地方債を充当しているところ、機械や備品等に要する想定経費約 17 億円に関しては、地方債が充当できず、全県一般財源で措置する必要があることに加え、昨今の物価高騰に伴い、想定経費が増額する可能性が高い。

今般、令和 8 年度から創設される高等学校教育改革等推進事業債においては、その対象経費を幅広く設定いただきたい。



## 2040 年を見据えた介護・福祉サービスの提供体制を 構築するための報酬の抜本的な見直し

- ▶ 地域包括ケアシステムを支える人材を確保し、「健康しが」を推進する

【提案・要望先】厚生労働省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 物価上昇局面に対応した報酬改定の検討

- 物価上昇の影響を的確に把握し、タイムラグの解消に向け、機動的な報酬改定など柔軟な対応を行うこと。

#### (2) 介護・福祉サービス従事者の給与水準の更なる向上

- 人材確保を図るため、介護・福祉サービス従事者の給与水準を全産業平均まで引き上げる措置を講じること。

#### (3) 訪問介護の現状を踏まえた報酬の改定

- 訪問形態や地域差など訪問介護の実態を踏まえた報酬改定を行うこと。

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 物価等の上昇に対応した報酬改定の検討

- 高齢者人口がピークを迎える 2040 年代を見据え、サービス提供体制を着実に整備するため、令和 9 年度報酬改定においては、介護・福祉サービス従事者の賃上げによる人材確保を図ることが急務であるとの認識のもと、前回改定以降の物価上昇を適切に反映した改定が必要である。
- 3 年に 1 度の報酬改定では、物価上昇の反映にタイムラグが生じ、事業所運営に大きな影響を及ぼしている。
- 今後の物価上昇が遅滞なく報酬に反映される仕組みの構築が求められる。

#### (2) 介護・福祉サービス従事者の給与水準の更なる向上

- 累次の処遇改善が図られてきたものの、他産業での大幅な賃上げにより全産業平均との給与格差は依然大きく、更なる処遇改善が必要である。
- 特に、介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの深化・推進に伴い、一層高い専門性・役割が求められており、令和 8 年度に臨時の報酬改定が予定されているものの、職責に見合った評価と更なる処遇改善が必要である。
- 訪問介護員は高齢化が著しく、人材確保が極めて困難な状況にある。

#### (3) 訪問介護の現状を踏まえた報酬の改定

- 在宅で暮らす高齢者の増加に対応するため、訪問介護サービスの報酬は、同一施設内で訪問する場合と人口が少ない中山間地域等における訪問では、時間・経費が異なる実態を踏まえ、詳細な調査に基づき、適切に反映する必要がある。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 物価上昇局面に対応した報酬改定の検討

- 報酬改定（R6年度～）が、介護1.59%、障害福祉サービス1.12%に対し、物価上昇率は、前年度比R7:3.1%、R6:2.7%、R5:3.2%【消費者物価指数（総務省統計局）】となっており、改定率が物価上昇率に追いついていない状況

### (2) 介護・福祉サービス従事者の給与水準の更なる向上

- 全国の介護・福祉サービス従事者の平均賃金等（令和6年）

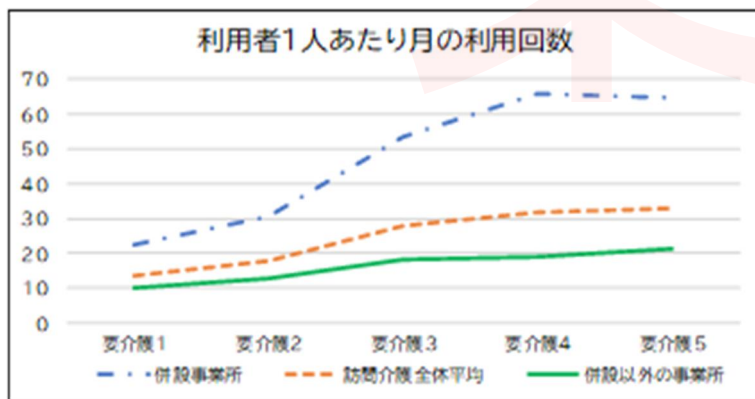
	介護支援専門員	介護職員 (福祉施設等)	障害福祉関係分野	訪問介護従事者	全産業
R6平均賃金	358.0千円	313.4千円	308.0千円	317.7千円	439.2千円
産業計との差	▲ 81.2千円	▲ 125.8千円	▲ 131.2千円	▲ 121.5千円	

※ 介護支援専門員と介護職員（福祉施設等）の賃金差 44.6千円

〔出典〕賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

### (3) 訪問介護の報酬改定

- 滋賀県の訪問介護事業所の状況（令和7年4月～12月サービス提供月 月平均）



	訪問介護員数 (常勤換算後)	利用者数 (計)	夜間早朝 深夜 加算比率	同一建物 減算比率	単位数 (合計)	訪問介護員 1人あたりの 単位数	利用者一人あ たりの単位数 (合計)
併設事業所	7.1	34.4	0.33	0.74	449,330	65,886	13,080
訪問介護全体平均	6.2	32.1	0.12	0.22	255,891	43,490	7,975
併設以外の事業所	5.8	31.2	0.05	0.02	182,683	35,014	5,849

担当：健康医療福祉部医療福祉推進課  
 TEL 077-528-3520/077-528-3597  
 健康医療福祉部障害福祉課  
 TEL 077-528-3544/077-528-4853



## 外国人住民の受入れ環境整備

- ▶ 滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す

【提案・要望先】法務省

### 1. 提案・要望内容

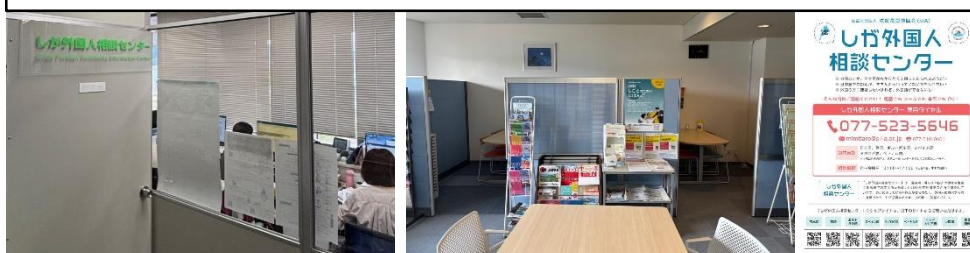
#### 外国人住民向け相談体制への支援強化

- 国の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」および「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づいて、外国人向け相談体制強化について、一層の充実と恒常的かつ十分な財政措置を講じること

### 2. 提案・要望の理由

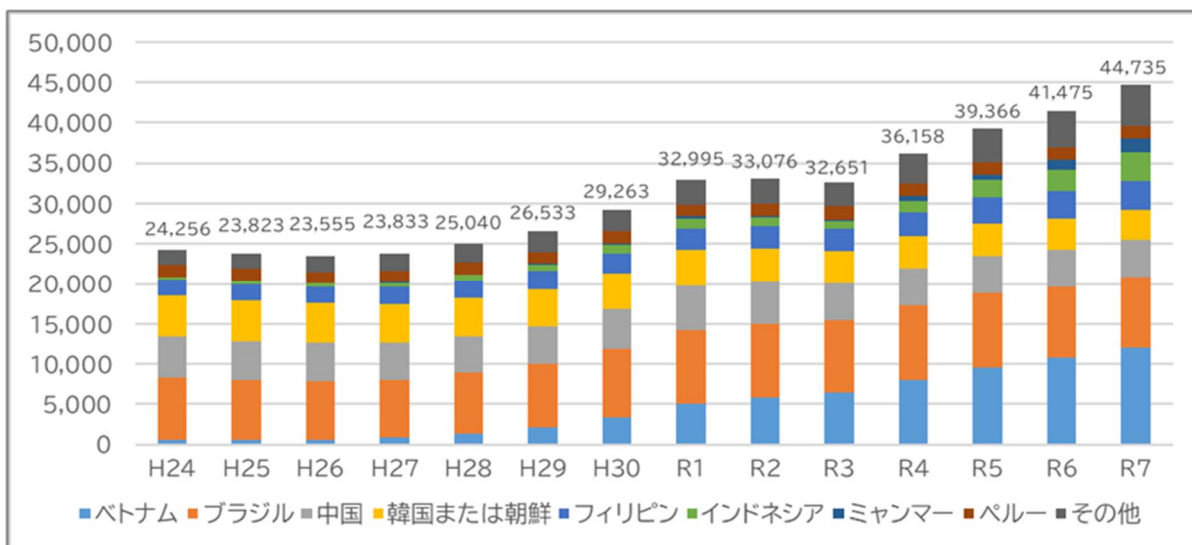
- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」において、外国人向け相談体制の強化は、重点事項の一つに位置付けられ、外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口の設置を促進するための方策を検討・実施するとある。
- 国、本県ともに、外国人人口が4年連続で最多を更新している中、多文化共生の地域社会を目指していく上で外国人住民の様々な相談や適切な情報提供に多言語で対応することが重要であり、本県では「外国人受入環境整備交付金」を活用し、ワンストップ相談窓口である「しが外国人相談センター」を設置・運営。
- しかしながら、令和6年度以降、外国人受入環境整備交付金は、地方自治体からの申請額が予算額を超過することから大幅な減額が続いている。
- 相談窓口での対応内容は多岐にわたり、相談員は単なる通訳や相談のみならず課題解決に向けたソーシャルワーカーの役割も果たしており、現状の相談体制が維持できなければ、外国人県民のセーフティネットとしての機能を担うことができなくなることから、相談体制強化について、恒常的かつ十分な財政措置を講じるよう求める。

#### 「しが外国人相談センター」の設置・運営



## (本県の取組状況と課題)

- 令和7年12月末時点で、本県の外国人人口は44,735人となり、4年連続で過去最多を更新。国・地域別では、99の国・地域となっており、多国籍化が進展。



- 「しが外国人相談センター」の状況
  - ・相談員・通訳員の配置(6名):ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、フィリピン語(タガログ語)
  - ・電話等を介した対応:英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語等
  - ・年間相談件数:R2年度1,603件、R3年度2,205件、R4年度2,032件、R5年度1,499件、R6年度1,273件、R7年度1,185件(4月~12月)

- 本県の「外国人受入環境整備交付金」の状況



- 課題
  - ・外国人住民の抱える問題は多国籍化や高齢化などの影響もあり複雑化している。相談内容は、雇用、医療、教育や住宅など様々な分野にまたがる。相談員は適切な解決策を提供するために、高い専門性と柔軟な対応能力が必要である。
  - ・外国人住民が母国語で様々な相談ができる支援窓口として、セーフティネットとしての役割を担うことが求められている。
  - ・多様な背景を持つ外国人住民に寄り添った支援を行うため、関連機関等との連携が重要である。

担当: 総合企画部 国際課 TEL 077-528-3063



## 地域からのジェンダー平等の推進

- 地域の実情・特性を踏まえたジェンダー・ギャップ解消の取組を地域から着実に進めることで、すべての人にとって生きやすい社会、活躍できる社会、持続可能な社会を実現する

【提案・要望先】内閣府

### 1. 提案・要望内容

#### (1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた拠点機能体制の確保にかかる支援

- 住民に身近な市町において、ジェンダー・ギャップ解消の取組が促進されるよう、その地域の実情や特性を踏まえた取組を展開するための拠点機能を担う体制の確保・運営にかかる新たな財政的支援の制度を創設すること。

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた取組拠点の設置運営にかかる支援

- 少子化、人口減少が進む中、我が国が持続的に発展していくためには、誰もが個性や能力を発揮し一人ひとりが幸せを感じる社会の実現を図っていくことが重要であるが、その達成のためにはジェンダー平等の実現が欠かせない。
- 特に地方にとっては若い世代(特に女性)が地元を離れる要因の一つとして、地域に根強く存在する固定的な役割分担意識による生きづらさがあると考えられる中、地域におけるジェンダー・ギャップ解消は喫緊の課題。
- 地方公共団体において男女共同参画センターとしての機能を担う体制の確保を努力義務化した法律が施行され1年近くになるが、県内では新たに拠点機能を担う体制を整備する予定の市町はない。市町へのヒアリングでは、地域の多様な住民が参画し、男女共同参画を進める拠点整備の重要性は認識しているものの、専門スキルを持った人材の確保および人件費等の財政負担が大きな課題であるとの回答を得ている。
- 地域において男女共同参画社会の形成の



《草津市立男女共同参画センター（R3.5設置）》

促進に資する男女共同参画センターとしての拠点機能体制を確保・運営するため、拠点機能体制の立ち上げおよび運営初期にかかる新たな財政的支援制度の創設を  
求めるもの。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) パートナーシッププラン 2030 策定(計画期間 R8.4.1~R13.3.31)

基本理念：一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ

～男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して～

**目指す姿** (基本理念を4つの目指す姿として具体化したもの)

- I 性別にかかわらず一人ひとりが多様な選択ができる社会
- II 性別にかかわらず一人ひとりが安全・安心に暮らせる社会
- III 性別にかかわらず一人ひとりが働く場で活躍できる社会
- IV 性別にかかわらず一人ひとりが地域や家庭生活などあらゆる分野で活躍できる社会

➔ **重点** 地域における男女共同参画

男女共同参画に取り組むキーパーソン(人材や団体)の育成など

### (2) 本県の取組(地域における男女共同参画)

- ジェンダー平等債を発行し、全県で男女共同参画意識を醸成。
- 大学生等若い世代を含む多様な主体が交流し、学びを深め、地域におけるジェンダー平等を推進する事業を実施。地域における男女共同参画の取組を担うキーパーソンを育成。
- 県内の相談員を対象とした研修の実施による専門スキルの向上。
- 市町の男女共同参画担当職員を対象に効果的な取組推進に向けた講座開催およびネットワークづくりを支援。
- 自治会等地域の様々な活動における方針決定過程における男女共同参画推進にむけた啓発セミナーの開催など。

### (3) 拠点の設置状況

施設名	運営方法	設置年月
滋賀県立男女共同参画センター	直営	昭和61年11月
大津市男女共同参画センター	直営	平成14年4月
彦根市男女共同参画センター	直営	平成15年10月
草津市男女共同参画センター	直営	令和3年5月
高島市働く女性の家	指定管理	平成15年4月
米原市男女共同参画センター	指定管理	平成18年4月

県内19市町のうち  
5市が設置済  
(設置率26.3%)



《県立男女共同参画センター (S61.11 設置)》



《大学生等の若い世代と知事との意見交換会》

担当： 商工観光労働部 女性活躍推進課 TEL 077-528-3770



# 罪を犯した人の更生の推進

- ▶ 大津市保護司殺害事件や保護司法の改正を踏まえ、保護司の活動環境等を改善し、更生保護や再犯防止の取組をより充実させるため、財政支援をお願いしたい。

【提案・要望先】法務省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 更生保護施設光風寮の建替に係る支援

- 老朽化に伴う更生保護施設の建替に係る支援の充実

### (2) 充実した再犯防止推進施策による地域で支える社会の実現

- 社会が多様化する中、罪を犯した人が持つ複雑・複合的な課題に対し、保護司が地域の医療・福祉・就労・教育等の関係者・関係機関とネットワークを構築し、地域社会全体で「息の長い支援」を実施するため、より一層の財政支援

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 更生保護施設光風寮の建替に係る支援の充実

- 竣工後 40 年以上経過し、老朽化が進んでおり、貴省の「更生保護施設整備 5 か年計画」においても令和 10 年度の建替が検討されているところ。
- 当該施設は、本県唯一の更生保護施設であり、収容率も高く、矯正施設退所者等が社会参加するうえで重要な施設であるため、国補助事業における新たな加算の創設や好事例の情報提供などにより手厚い支援が必要。

### (2) 充実した再犯防止推進施策による地域で支える社会の実現

- 地方公共団体の再犯防止推進施策に対しては、「地域再犯防止推進事業補助金」により、国の支援が行われているところ。
- 本県では、保護司殺害事件を受け、保護司との意見交換など経て、今年度より保護司を始め福祉、就労、医療・教育、教誨師の関係者等がネットワークを作り、地域の社会資源を提供し合い連携を図る「滋賀 KANAME プロジェクト」など、地域全体で罪を犯した人を支える仕組みづくりに対する支援を独自に開始。
- 法改正に伴う地方公共団体の保護司会等への協力の努力義務化も踏まえ、今後、各地域においてネットワークの構築・拡充を推進するうえで、本事業はモデルとなりうると考えているため、国補助事業において特段の配慮をお願いしたい。

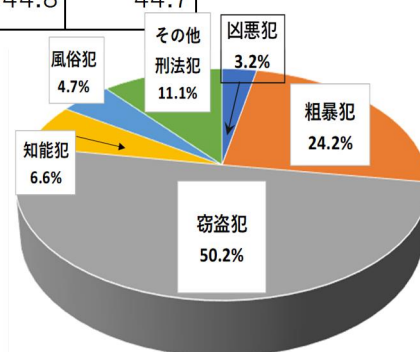
## (本県の取組状況と課題)

### (1) 本県における再犯の状況

- ・令和6年における刑法犯検挙総数 2,397 人のうち再犯者は 1,071 人となっており、再犯者率は 44.7%と高止まりしている。(全国 R6 : 46.2%)

年次	R2	R3	R4	R5	R6
刑法犯検挙総数(人)	1,807	1,893	2,146	2,447	2,397
再犯者(人)	834	868	938	1,097	1,071
再犯者率(%)	46.2	45.9	43.7	44.8	44.7

- ・再犯者を罪種別に見ると最も多いものは「窃盗犯」で、全体の約5割、次に多いものは「粗暴犯」で、全体の約2割となっており、過去3年間においても同様の傾向となっている。



### (2) 更生保護施設光風寮の状況

- ・昭和55年に竣工。定員20名
- ・県内唯一の更生保護施設(職員18名)
- ・令和6年度の収容率90.2%



### (3) 本県における再犯防止の取組

- ① 保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援
  - ・地域における再犯防止の推進に資する事業を継続実施
  - ・県地域福祉支援計画における再犯防止の取組に関する記載の充実
- ② 県と更生保護協力組織との連携強化
  - 保護観察終了者等へのフォローアップ支援 (R4~)
  - 新たに令和8年度より、様々な地域の関係者が連携し、立ち直りを支える「滋賀 KANAME プロジェクト」等の地域支援ネットワークの構築・拡充を推進  
令和8年度予算額 5,650 千円 (国庫 1,500 千円 一般財源 : 4,150 千円)
- ③ 市町における取組の促進
  - ・県内19市町すべてで再犯防止推進計画が策定済
- ④ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進
- ⑤ 更生保護に関する啓発活動
  - ・法務省、保護観察所と連携した啓発の実施

担当：健康医療福祉部  
健康福祉政策課  
企画調整係  
TEL 077-528-3519



## 障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

- 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく

【提案・要望先】厚生労働省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため、一定規模の予算の確保

#### (2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保

#### (3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続・充実

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 県障害福祉計画における整備目標の達成や、重度障害のある方が利用する事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が必要。

#### (2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の6割程度にとどまっております、安定的、継続的な事業実施のための十分な財源確保が必要。
- 特に市町からニーズの高い移動支援事業や日中一時支援事業について、柔軟かつ安定した仕組みへしていくための検討が必要。

#### (3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 平成28年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、全国で研修やフォーラムを開催してきたが、共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え、経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていくことが必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1)障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い内示率で採択いただいていたが、令和3年度以降は施設整備補助に係る当初予算が大幅に減額しており、「滋賀県障害者プラン 2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。

◇国庫補助等の推移

(単位:億円)

	R2 当初	R2 補正	R3 当初	R3 補正	R4 当初	R4 補正	R5 当初	R5 補正	R6 当初	R6 補正	R7 当初
国予算額	174	82	<b>48</b>	85	<b>48</b>	99	<b>45</b>	101	<b>45</b>	108	50
採択/協議	11/11	6/6	<b>1/7</b>	3/3	<b>1/9</b>	1/6	<b>1/5</b>	2/3	<b>1/3</b>	3/3	1/4
内示率	100%	100%	14%	100%	22%	28%	44%	59%	44%	100%	25%

約1/4

- 特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり、それに応えるべく整備計画を立てようとする法人があるが、目処が立たない状況が続いているため、R8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備に取り組んでいる。

### (2)地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助(交付決定額(県事業・市町事業計))

(単位:千円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国庫所要額	1,241,613	1,256,081	1,280,411	1,296,576	1,304,284	1,301,995
国庫受入額	768,709	793,724	787,225	813,056	717,973	710,435
充足率	61.9%	63.2%	61.5%	62.7%	55.0%	54.6%

- 特に移動支援事業および日中一時支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費のおおよそ半分を占める事業であり、特に手厚い補助や個別給付化を求める声が市町からあがっている。

### (3)共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。(H30～R7年度にかけて全国32か所で開催・オンライン開催1回)
- 今後は、経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。
- 共生社会の理念浸透に向け、事業の継続・充実が必要。(27道府県で実施)
- 厚生労働省の「令和7年度共生社会に関する基本理念等の普及啓発に関する調査研究」に滋賀県も参画

担当：健康医療福祉部障害福祉課  
 (1) 事業所指導・人材確保係  
 TEL 077-528-3544  
 (2)、(3) 企画・共生推進係  
 TEL 077-528-3542



## 彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援

- ▶ 彦根城の世界遺産登録を早期に実現することで、日本の城の新たな価値・魅力を国内はもとより世界に向けて広く発信する
- ▶ 彦根城の新たな価値・魅力の県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化などを進めることで、世界遺産にふさわしい地域づくりを進める

【提案・要望先】文部科学省、文化庁

### 1. 提案・要望内容

#### 彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

- 彦根城の世界遺産登録の早期実現に向けて、推薦書（暫定版・完成版）の作成に向けた技術的支援（助言）の継続
- ユネスコ諮問機関イコモスの現地調査への準備や適切な情報の共有、彦根城の価値についての国際的な情報発信など、国と県の連携の一層の強化と、国としての彦根城の世界遺産登録の着実な推進

### 2. 提案・要望の理由

- 彦根城の価値・魅力は彦根城固有のものではなく、日本の城に共通するものであり、彦根城世界遺産登録推進の取組は、国全体の文化の発信に貢献。
- 国において、登録に向けた支援・推進の更なる強化を要望。



#### <これまでの経過>

- 彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した平成4年に世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、すでに30年が経過。
- 令和5年には、文化庁と協議を重ね「事前評価申請書」を作成し、令和5年9月に国からユネスコに提出。令和6年10月にその評価結果が出され、彦根城が表す、江戸時代の「大名統治システム」に顕著な普遍的価値の可能性があるとの評価。
- 一方で、令和7年8月には、国の文化審議会から「説明の充実に向けて引き続き取組が必要である」との結果とともに、改善すべき課題について意見をいただいた。
- その後は、事前評価および文化審議会の結果等に対応した推薦書（案）の作成など、彦根城の世界遺産登録を確実にするため、文化庁と協議を行いながら取組を推進しており、国内推薦候補として令和8年度早期に選定されることを目指しているところ。

## (本県の取組状況)

### ① 滋賀県と彦根市の取組

- 彦根城は、平成4年に、姫路城や法隆寺など12資産とともに、世界遺産暫定一覧表に記載された。
- 令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書を締結し、令和2年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書(素案)の作成・改訂に取り組んでいる。
- 令和3年度には、課題であった国際会議を開催し、国際的な評価を確認した。また、県内全域の経済・観光団体による応援組織「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。



- この外にも、市民や企業等で構成される「彦根城世界遺産登録意見交換・応援1000人委員会」など複数の地元団体が主体となって、それぞれの立場で機運醸成の取組や世界遺産を生かしたまちづくり活動を継続・発展させている。
- 令和5年7月に、国の文化審議会から彦根城は事前評価制度を活用することが有効との意見を示された。これに従い、国とともに事前評価申請書を作成し、令和5年9月に国からユネスコに申請書を提出。
  - 令和6年10月に事前評価の結果を受理。以後、事前評価の結果に対応した推薦書(案)の作成を県・市で進め、現在、文化審議会からの意見を踏まえ、説明内容の充実に向けて文化庁と協議を進めており、今後、国の文化審議会の審議を受け、令和8年度に国内推薦の答申を得、令和10年の登録を目指す。

### ② 彦根城の顕著な普遍的価値

- 彦根城は、世界的にも注目される250年以上の安定を形成、維持した江戸時代における大名統治の在り方を、その特徴的な城の全体構造によって示す地方統治拠点の典型・代表例として世界的な価値がある。

### ③ 最短での登録実現までのスケジュール

- 令和6年度 事前評価結果の受理
- 令和7年度 文化審議会が国内推薦を見送り
- 令和8年度 国内推薦の決定を経て、ユネスコへ推薦書を提出
- 令和9年度 イコモスの現地調査
- 令和10年度 イコモスの勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録が決定

担当：文化スポーツ部 文化財保護課  
彦根城世界遺産登録推進室  
TEL：077-528-4682



## デジタル社会の実現に向けた取組の一層の推進

- ▶ 新たな価値創造や地域課題の解決に向けたDXの取組を通じ、人が人らしく生活し続けられるデジタル社会を実現し、「未来へと幸せが続く滋賀」をつくっていく

【提案・要望先】総務省、デジタル庁

### 1. 提案・要望内容

#### システム標準化・共通化に対する円滑な移行支援と財政措置の充実

- 過度な価格高騰を抑止・是正する実効性ある仕組みの構築
- 移行後の運用経費にかかる財政措置の継続・充実
- 標準化対象 20 業務以外の関連システムを含めた包括的な財政措置の拡大

### 2. 提案・要望の理由

システム標準化・共通化に対する円滑な移行支援と財政措置の充実

- 地方公共団体の基幹システムの標準化は、複数の事業者による競争環境を確保し、日本の官民のシステム調達における課題であるベンダーロックインを解決するためのものと認識している。
- ベンダーロックインの回避には、システムの標準化と並行して、ベンダーが適正な費用を示すと同時に、発注元である地方公共団体がその費用の妥当性を判断できることが不可欠である。
- 国から、ベンダーへの適切な指導と、地方公共団体への技術的な支援の両面を実施し、過度な価格高騰を抑止・是正する実効性ある仕組みを構築していただきたい。
- デジタル基盤改革支援補助金については上限額を拡充いただいたが、市町においては、その後も、上限額と実勢価格との間に乖離が生じ、多額の負担が発生するのではないかと不安が強いので、実質的な地方負担が生じないよう財政支援を徹底いただきたい。
- 移行後の運用経費の増加分に対しては、令和 8 年度に新たな補助金が創設※されたことに感謝申し上げます。令和 9 年度以降も同様の支援を継続していただきたい。※地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金
- さらには、標準化対象業務に付随する「関連システム(自治体独自の施策に関連するシステム等)」の改修コストも多大であり、移行期間中の制度改正等への対応と併せ、これらの経費についても運用経費の一部とみなして補助対象とするなど、包括的な財政措置を講じていただきたい。

## (本県の取組状況と課題)

### 1. 取組状況

- 県内市町の進捗管理と支援：  
本県においては、システム標準化・共通化への円滑な移行を目指し、「県・市町情報システム標準化連絡調整会議」等を通じて、各市町の進捗管理や課題共有を緊密に行ってきた。
- 共同利用の推進：  
基幹業務システムについては、複数自治体での共同利用を検討・推進しており、運用効率の向上とコスト抑制に向けた先駆的な取組を展開している。

共同利用グループ	団体名	令和7年度における システム標準化移行見込み (×：特定移行支援システムの見込み数 /全対象システム数)
彦根市および高島市基幹業務系 クラウドサービス共同利用業務（2市）	彦根市・高島市	○令和7年度移行完了見込み
長浜市及び東近江市情報 システム共同利用協議会（2市）	長浜市・東近江市	○令和7年度移行完了見込み
単独クラウド（中核市）	大津市	×10/21システム
おうみ自治体クラウド協議会（8市）	近江八幡市・草津市・守山市・ 栗東市・甲賀市・野洲市・ 湖南市・米原市	×16/21システム
滋賀県6町行政情報システムクラウド 共同利用事業推進協議会（6町）	日野町・竜王町・愛荘町・豊郷町	×16/19システム
	甲良町・多賀町	×05/19システム

### 2. 課題

- バンダー提案価格の不透明性：標準化移行にあたり、既存バンダーから「標準仕様への対応」を理由に、当初想定を大幅に上回る改修費用が提示される事例が県内でも報告されている。自治体側には積算の妥当性を評価する基準がなく、価格交渉が極めて困難な状況にある。

#### バンダーによる費用提示の例

##### 【県内ある町に対する見積の例】

基幹業務（標準化対象業務）

システム移行に伴うデータ抽出対応業務

1式 65,000,000円（概数・税込み）

（備考：移行データの提供回数は3回。

移行先バンダーとの打ち合わせ・データ検証に関する資料作成は含まず。）

- 実勢価格と補助上限の乖離：国の補助金上限額の拡充後も、物価高騰や技術者不足に伴う人件費上昇により、実際の見積額が補助上限を大きく超過するケースが生じ、市町の大きな負担となっている。
- 関連システムの付随コスト：標準化対象の20業務以外でも、自治体独自の施策に関連するシステム等において、データ連携のための改修が連鎖的に発生している。これらの費用は現行の補助対象外であり、市町の財政を圧迫する主要因となっている。

担当：総合企画部DX推進課  
地域DX連携推進室  
TEL 077-528-3382



# 原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築

- 本県は複数の原子力発電所の UPZ を抱え、原子力発電所から最短で約 13 km 万一の原子力発電所の事故に備え、実効性ある多重防護体制の構築が不可欠

【提案・要望先】内閣府、経済産業省、原子力規制委員会

## 1. 提案・要望内容

### (1) 屋内退避の実効性向上

- 屋内退避の長期化に備え、一週間分の公的備蓄への支援および退避場所の確保
- 屋内退避中の住民生活を支えるための民間事業者との連携体制の構築支援

### (2) 広域的な避難の実効性向上

- 国による美浜・高島道路の避難道路としての機能確保および周辺整備の実施
- 立地県住民と本県住民双方の避難経路整備に対する立地県と同等の支援措置

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 屋内退避の実効性向上

ア 屋内退避実施に必要な経費も、避難と同様に住民の安全確保のための施策であることから、次のとおり、国が負担するべきもの。

- 屋内退避の長期化に備え、住民の生活を維持するため UPZ 全域で一週間分の生活物資を国費で備蓄すべきであり、特に、複合災害時に孤立のおそれがある地域では、指定避難所がない場合、集会所への配備が必要。
- 複合災害時でも屋内退避ができる住環境確保のために求められる 自宅の耐震性向上を支援するための制度が必要。

イ 屋内退避中の住民生活維持と応急対策に不可欠な、生活物資の輸送や建設等の民間事業者が屋内退避指示地域で安全に活動するための行動基準の提示が必要。

### (2) 広域的な避難の実効性向上

ア 国が整備を表明した美浜・高島道路は、立地県民の避難道路として円滑な避難を可能とする規格と避難退域時検査など避難に必要な対応がとれる設備が必要。

イ 国道 303 号は本県住民のみならず、美浜・高島道路完成後は 立地県住民の避難道路となり、避難の実効性確保のためには、立地県と同等の支援措置が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 屋内退避の実効性向上

#### 【取組状況】

- ・大阪・関西万博の備蓄品を活用し、複合災害時に孤立が想定される集落の集会所に食糧および簡易トイレ等を配備
- ・国の経済対策にかかる補正予算と歩調を合わせ、孤立が想定される地域の指定避難所におむつやトイレットペーパー等を令和8年度配備予定
- ・防災業務関係者研修や住民避難訓練を通じ、民間事業者と一体となった災害対応体制を構築

#### 【課題】

- ・本県はUPZに山間部が多いことから、地震や豪雨による避難路の寸断等が危惧される。
- ・指定避難所への物資備蓄だけでは、孤立が想定される集落に物資が行きわたらないため、集落ごとの備蓄が必要。
- ・屋内退避中の住民生活の維持のためには、屋内退避期間中にも民間事業者の活動継続が求められるが、屋内退避指示下における企業活動に慎重な姿勢がみられる。

### (2) 広域的な避難の実効性向上

#### 【取組状況】

- ・広域避難先自治体と連携した原子力防災訓練の実施

#### 【課題】

- ・美浜・高島道路からの避難者と本県避難者の円滑な避難を可能とする道路整備や、避難者の汚染に対する本県住民の不安への対応が必要。
- ・「今後の原子力政策の方向性と行動指針」に掲げる防災体制の拡充として、立地県民の利用も想定した避難路の整備が必要。

#### 防災業務関係者研修



#### 原子力防災訓練



民間船舶を利用した湖上輸送

#### 美浜・高島道路供用開始後 想定避難ルート



担当：知事公室 防災危機管理局 原子力防災室  
TEL：077-528-3445



# 陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化

## ▶ 地域の安全・安心の基盤を強化する

【提案・要望先】防衛省

### 1. 提案・要望内容

#### 今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

- 各種事態への対応、原子力災害等発生時の出動など地域の安全・安心の確保および地域の活性化のため、中部方面隊内からの再配置を含め、今津駐屯地の主要部隊（偵察戦闘大隊、情報収集隊）等の体制強化

### 2. 提案・要望の理由

- 今津駐屯地は、「防衛計画の大綱」（平成30年12月）等に基づき、令和5年度主力部隊である第10戦車大隊が廃止され規模を縮減。
- このような中、令和4年2月ロシアはウクライナ侵略を開始、稼働中の原子力発電所を武力攻撃。若狭地域に原子力発電所が多数立地しており、原子力災害の備えを今後とも一層強化すべき状況。  
北朝鮮は、ロシアとともにウクライナに参戦したほか、短距離弾道ミサイルなどの発射を繰り返しており、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威は現に存在。
- 一方、「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日）では、原子力発電所等の安全確保対策について対処能力の向上を図ることが明記。  
検討に際して、若狭地域などの日本海沿岸部、さらには京阪神の都市部に対しても有利な地理的環境にあり、情報収集等の即応部隊を有する今津駐屯地を充実すべき。  
また、中部方面隊最大の饗庭野演習場に隣接し、訓練等利便性も高いと推測。
- 今後の各種事態への対応、原子力災害等発生時の出動など、地域の安全・安心の確保、ひいては地域経済や地域コミュニティの活性化のため、今津駐屯地の主要部隊等の体制強化が必要。

# (本県の取組状況と課題)

## (1) 今津駐屯地との緊密な連携

### ○ 各種事態、災害等への対応力の強化

- ・ 今津駐屯地司令等との意見交換
- ・ 滋賀県原子力防災訓練
- ・ 滋賀県国民保護図上訓練
- ・ 滋賀県総合防災訓練
- ・ 南海レスキュー2025



今津駐屯地司令等との意見交換  
(令和7年度)



孤立集落から  
住民救出

滋賀県原子力防災訓練  
(令和7年度)

### ○ 災害派遣 (近年の状況)

	災害派遣名
1	H25.5 行方不明人員捜索(赤坂山)
2	H25.9 高島市宮野地区での救助活動(台風18号)
3	R2.4~5 新型コロナウイルス感染症に係る輸送支援等



高島市宮野地区での救助活動



滋賀県総合防災訓練  
(令和7年度)

## (2) 県民の極めて高い関心を踏まえた要望活動

### ○ 滋賀県知事

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める要望書」

- ・ 防衛大臣宛 (平成30年11月28日)
- ・ 防衛省宛 (令和3年6月3日、令和4年5月17日)

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化を求める要望書」

- ・ 防衛省宛 (令和4年10月19日、令和5年6月7日、令和6年6月6日、令和7年5月21日)
- ・ 防衛大臣滋賀県庁来庁時に要請 (令和7年10月8日)

### ○ 滋賀県議会

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める意見書」

- ・ 内閣総理大臣、防衛大臣宛 (平成30年8月9日)

(参考)



今津駐屯地の地理的環境



競技運営支援  
国民スポーツ大会支援：高島市内  
(令和7年度)

## (3) 今津駐屯地の地域コミュニティへの深いかわり

- ・ 滋賀県開催国民スポーツ大会支援 (支援競技：銃剣道)
- ・ 地域行事支援等民生支援活動 等



長浜曳山祭り支援  
(令和7年度)

担当：知事公室防災危機管理局  
TEL 077-528-3447